

ソフトウェア使用許諾契約書

別に定める SCHEDULE（以下「Schedule」という。）に記載されたライセンシー（以下「ライセンシー」という。）は、株式会社 IDAJ（以下「IDAJ」という。）から提供された別紙に記載されたソフトウェアプログラム（総称して以下「本ソフトウェア」という。）をインストール又は使用することにより、本ソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」という。）の全条項に同意したものとみなすものとする。

第 1 条（ライセンシーと IDAJ の関係）

- 1 本契約は、ライセンシーと IDAJ との間で締結されるものとする。
- 2 本契約は、本契約の対象事項に関して当事者間でこれまでに締結されたあらゆる契約又はその他の基本契約に優先するものとする。
- 3 IDAJ は、Gamma Technologies, LLC（以下「ソフトウェア所有者」という。）の正規販売代理店であり、ソフトウェア所有者に代わってライセンス供与する各種コンピュータ支援ソフトウェアプログラムを開発し、及び／又は一切の権利、権限及び利益を日本国内において独占的に保有する。
- 4 ライセンシー及びその利用者は、IDAJ から提供された本ソフトウェアをインストール及び使用することにより、本契約の条項に同意し、これを受け入れるものとする。利用者が所属する会社、政府機関、大学その他の法人又は団体を代表して本契約を承諾する場合、利用者は、当該法人又は団体を本契約に定める義務に拘束し、かつ、その権限を有していることを表明し保証するものとする。

第 2 条（ライセンスの付与）

- 1 本契約の条件に従い、かつライセンシーが所定の料金をすべて支払うことを条件として、IDAJ は、本ソフトウェアを、別紙に別段の期間の定めがない限り、年間（以下、使用許諾期間を「ライセンス期間」という。）で使用するための非独占的かつ譲渡不能なライセンスをライセンシーに付与する。
- 2 ライセンシー又は IDAJ がライセンス期間を年間とした場合、その期間満了日の 30 日前までに書面による解約通知を行わない限り、本ソフトウェアの使用許諾契約は自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項にかかわらず、ソフトウェア所有者は、本ソフトウェア及び付帯するユーザードキュメントに関する一切の権利、権限及び利益を独占的に保有し続けるものとする。
- 4 ライセンシーは、IDAJ の購入書類（IDAJ の見積書を含むが、これに限定されない）に添付された別紙に定められた場所においてのみ、本ソフトウェアをオブジェクトコード形式でインストール及び使用する権利を有するものとする。
- 5 ライセンシーは、本ソフトウェア、付帯するユーザードキュメント、又は本契約に基づくライセンシーのいかなる権利においても、譲渡、移転、売却、サブライセンス、リース、レンタル、質入れ、又は共有する権利を有しないものとする。

- 6 ライセンシーは、別紙に定義されるすべての「認定ユーザー」による本ソフトウェアの使用について責任を負うものとする。これには、本ソフトウェア及びそのユーザードキュメントの機密保持、ならびに認定ユーザーによる不正使用、複製、及び開示の防止が含まれるが、これらに限定されない。
- 7 ライセンシーは、次の事項を遵守する。
 - (1) 本ソフトウェアを自社の内部目的のみに使用し、認定ユーザー以外の第三者に本ソフトウェアの全部又は一部を提供しない。
 - (2) 自己又は第三者においても、本ソフトウェアの全部又は一部について、改作、変更、修正、改変、解説、翻訳、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、又は派生品の作成を試みたり、行ったり又は行わせてはならない。
 - (3) 本ソフトウェア又はユーザードキュメントを複製しない。

第 3 条（エンドユーザーサポート及び追加料金）

- 1 IDAJ は、ライセンシーが必要なすべての料金を支払ったことを条件として、ライセンス期間中、ライセンシーに対し合理的なエンドユーザーサポートを提供するものとする。なお、当該サポートは、コードのインストール及びソフトウェアの使用に関連するその他の事項について、IDAJ が電話又は電子メールにより助言を行うことを内容とする（以下「サポート」という。）。
- 2 IDAJ（その再委託先を含む）は、IDAJ が単独で決定する各地域の営業時間内にサポートを提供する。
- 3 IDAJ は、ライセンス期間中、ソフトウェア所有者が開発した本ソフトウェアの更新版について、追加費用なしでライセンシーに提供する。ただし、設計機能の大幅な拡張を伴う更新については、追加料金の対象となる場合があることを、ライセンシーは、同意するものとする。なお、追加料金の対象となる当該更新について、ライセンシーの事前の書面による同意がない限り、IDAJ は、提供しない。
- 4 ライセンシーが保有する永久ライセンスのソフトウェアがある場合、IDAJ は、すべてのライセンスについて必要なサポート料金が支払われ、かつ未払いのない状態である限り、ライセンシーに対し、サポートを提供するものとする。また、すべてのライセンスについて必要なサポート料金が支払われ、かつ未払いのない状態である限り、IDAJ は、ソフトウェア所有者が開発した本ソフトウェアの更新版を、追加費用なしでライセンシーに提供するものとする。ただし、設計機能の大幅な拡張を伴う更新については、追加料金の対象となる場合があることを、ライセンシーは、同意するものとする。なお、追加料金の対象となる当該更新について、ライセンシーの事前の書面による同意がない限り、IDAJ は、提供しない。
- 5 ライセンシーがサポート料金の支払いを停止することによりサポートサービスの受領を中止することを選択した場合、ライセンシーはサポートを利用できなくなり、又いかなる更新／アップグレードも受けられなくなる。
- 6 永久ライセンスのサポート料は、個々のライセンス単位ではなく、すべての永久ライセンスに対して一括してのみ中止することができるものとする。なお、ライセンシーが永久ライセンスのサポートを再開することを希望する場合、当該再開は当該永久ライセンスすべてを対象とし、ライセンシーは、サポートが中断されていた期間分のサポート料金に加え、その時点の現行価格に基づく最新のサポート料金を支払う必要があることに同意する。また、ライセンシーが期間限定ライセンスと永久ライセンスの両方を保有している場

合、ライセンシーが期間限定ライセンスを維持している間は、いかなる永久ライセンスについてもサポート料金の支払いを中断することはできないものとする。

- 7 サポート及び本ソフトウェアの更新、スキャン、バグ修正、その他のアップグレードは、本ソフトウェアの最新リリース版及び当該リリース版より直近の 3 つのバージョンにのみ適用されるものとする。
- 8 IDAJ は、エンドユーザーサポート及び／又はライセンスについてライセンシーによる適時な更新及び支払いが滞っている期間中、サポートを提供する義務を負わない。
- 9 ライセンシーは、IDAJ が、ユーザー及び管理者の個人を特定できる情報及び機密情報を含むがこれらに限定されないライセンシーのデータ及び情報（以下「ライセンシー情報」という。）を、IDAJ 又はソフトウェア所有者が承認した管理システムに送信し、保存する場合があることを了承する。これは、ライセンシー情報を保護する安全な環境を維持しつつ、IDAJ 及びソフトウェア所有者がライセンシーに対して完全なサービス及びサポート機能を提供できるようにすることを目的とする。ライセンシーは、かかる送信が、本契約又は適用されるいかなる秘密保持契約の下においても、第三者への機密情報の開示とはみなされないことに同意し、又、IDAJ が当該情報を処理し、情報の原産国以外へ転送できるよう、ライセンシーは自社の従業員から同意を得る責任を負うものとする。
- 10 IDAJ は、本契約に基づきライセンシーに本ソフトウェア及びエンドユーザーサポートを提供する目的のみに、ライセンシーのデータ及び情報を使用することに同意し、必要に応じて一般データ保護規則（GDPR）及び EU 標準契約条項（SCC）を含む、個人データの処理及び保護に適用される法令を遵守するものとする。なお、ソフトウェア所有者のデータ処理契約は、ウェブサイト「[利用規約 - Gamma Technologies](#)」に掲載されている。また、ソフトウェア所有者が承認した管理システム以外で個人データが処理される場合、当該処理を行う第三者処理業者及びその地理的所在地は、本契約に添付される別紙にて開示されるものとする。
- 11 ライセンシーの従業員が消去権（忘れられる権利）の行使を希望する場合、当該従業員は IDAJ に通知を行う必要があることを、ライセンシーは、同意し、ライセンシーの従業員に周知するものとする。ただし、当該従業員から IDAJ に対してその後自発的に送信される電子メールその他の通信は、IDAJ による当該従業員のデータの処理に同意したものとみなされる。

第 4 条（表明及び補償）

- 1 IDAJ 及びソフトウェア所有者は、本ソフトウェアを頒布する権利を有すること、及び本ソフトウェアが第三者の特許権、著作権、その他の知的財産権を侵害していないことを表明し、保証する。
- 2 ライセンシーが、本ソフトウェアの使用が第三者の著作権又は知的財産権を侵害しているという通知又は請求を受けた場合、ライセンシーは、当該通知又は請求の受領から 10 日以内に IDAJ に通知するものとする。また、ライセンシーは、当該請求に対する抗弁のために IDAJ 及びソフトウェア所有者と全面的に協力し、ソフトウェア所有者に最終決定権を付与するものとする。なお、当該抗弁に関連する費用は、IDAJ 及び／又はソフトウェア所有者が負担するものとするが、IDAJ 及びソフトウェア所有者は、以下の事由に基づく侵害請求について、補償義務又は責任を負わないものとする。
 - (1) ソフトウェアの現行のバージョンを使用していれば侵害を回避できたはずであるにもかかわらず、停止又は改変されたバージョンのソフトウェアを使用した場合

- (2) 本契約、別紙及びユーザードキュメントに従わない方法でソフトウェアを使用した場合
 - (3) IDAJ が提供していない他のソフトウェア、ハードウェア、又はクラウドソリューションとの組み合わせであり、ソフトウェア単独ではなく、その組み合わせが侵害の原因となっている場合
 - (4) 評価目的で提供されたソフトウェアを使用した場合
- 3 ライセンシーは、本ソフトウェアが高度なコンピュータ支援設計ツールであり、その性質上概算的なものであり、正確な設計傾向を導き出すためには、エンドユーザーによる高度な技術的経験、訓練及び技能に依存することを認識し、これに同意するものとする。
- 4 ライセンシーは、本ソフトウェアを使用する者が、本ソフトウェアを使用するために必要なすべての経験、訓練及び技能を現在有しており、かつ今後も有し続けることを表明し、保証するものとする。
- 5 ライセンシーは、本ソフトウェアの使用及びそれによって生成された結果の利用に起因又は関連して生じる、あらゆる請求、要求、訴因、責任、損害、罰金、違約金及び費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用を含む）について、IDAJ 及びソフトウェア所有者を防御し、補償し、かつ免責するものとする。
- 6 前項にかかわらず、当該責任の発生に IDAJ 及びソフトウェア所有者の重過失又は故意の不正行為が寄与したと裁判により認定された場合、ライセンシーの補償義務は比例配分されるものとする。
- 7 ライセンシーは、以下の各号を保証するものとする。
- (1) 自らが、米国財務省、米国商務省産業安全保障局、又は米国国務省のスクリーングリストに掲載されている個人又は団体ではなく、またそれらに所有又は支配されていないこと。
 - (2) 米国又はライセンシーの活動に対して管轄権を有するその他の当局によって管理される制裁又は輸出特権の拒否の対象となっているいかなる場所（キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア及びウクライナのクリミア地域を含む）、個人、又は団体においても、またそれらの利益のために、本ソフトウェアを使用せず、またそれらに本ソフトウェアを移転しないこと。
 - (3) 15 C.F.R. § 744.3（ロケット、弾道ミサイル、宇宙打ち上げ、及び無人航空機活動に関する特定の制限を課すもの）又はその他の適用法令に違反するいかなる方法においても、本ソフトウェアを使用せず、またその使用を助長しないこと。
 - (4) 本ライセンス期間中、本項におけるいかなる表明も正確でなくなった場合、ライセンシーは直ちに IDAJ に通知し、本ソフトウェアの使用を中止すること。
- 8 IDAJ 及び／又はソフトウェア所有者は、規制上の義務に基づき、通知の有無にかかわらず、独自の裁量により本サービスの提供地域を制限することができるものとする。
- 9 ライセンシーは、第 7 項に定める表明の違反（適用される輸出管理法及び規制の違反を含む）に起因又は関連して生じる一切の請求、損害、責任、損失、費用及び経費（合理的な弁護士費用を含む）について、IDAJ 及びソフトウェア所有者を補償し、防御し、かつ免責するものとする。

第 5 条（限定保証）

- 1 IDAJ は、ライセンシーのみの利益のために、本ソフトウェアがライセンス期間中、該当するユーザードキュメントに記載されたとおりに実質的に動作することを保証する。ただし、IDAJ が前述の保証に違反した場合、ライセンシーは本ソフトウェアを IDAJ に返却し、修正及びその後の返却を受けることができるものとする。なお、ライセンシーは、本ソフトウェアが適用されるユーザードキュメントに記載されたとおりに実質的

に動作しない場合、前述の保証がライセンシーの唯一かつ排他的な救済手段であることを認め、これに同意するものとする。

2 ライセンシーは、本ソフトウェアが IDAJ 以外の者によって改変された場合、又はライセンシーが本ソフトウェアを IDAJ が提供していない他のソフトウェアと組み合わせた場合、IDAJ は当該限定保証に基づく義務を負わないことを認め、これに同意するものとする。

3 第 1 項の保証（以下「本保証」という。）は、ライセンシーに提供された本ソフトウェアの最新リリース版及びその直前の 3 つの最新バージョンにのみ適用されるものとする。

4 本保証は、当該ソフトウェアがライセンスされているオペレーティングシステム版について、IDAJ がサポートを終了した旨をライセンシーに書面で通知した場合、又は本保証の対象となる事由が、変更されていない最新リリースの本ソフトウェアを使用することで回避できた場合には適用されないものとする。

5 ライセンシーは、IDAJ が本ソフトウェア又はユーザードキュメントの使用により得られる結果の正確性又は適用性を保証するものではないことに同意する。

6 前五項に規定される場合を除き、本ソフトウェアは「現状有姿」でライセンス供与されるものとし、IDAJ は、明示的か黙示的かを問わず、あらゆる表明及び保証を否認する。つまり、本契約に相反する規定がある場合でも、本契約（本条に規定する保証を含む）に起因又は関連して生じるいかなる事項についても、IDAJ 及びソフトウェア所有者がライセンシー及び第三者に対して負う累積的な責任は、ライセンシーがライセンス期間中に本ソフトウェアの使用に対して IDAJ に支払ったライセンス料を超えないものとし、いかなる場合においても、IDAJ 及びソフトウェア所有者は、間接的、付随的、結果的、特別、若しくは懲罰的損害、又はデータ若しくは利益の損失に対する損害について、責任を負わないものとする。たとえそのような損害又は損失の可能性について通知を受けていた場合であっても同様とする。

7 ライセンシーは、本条における限定保証を説明、拡大、変更、追加、又は無効化するための証拠として、その他の文書、口頭での会話、陳述、又は表明を提示してはならない。なお、疑義を避けるために明記するが、ライセンシーとソフトウェア所有者の間には契約関係はなく、いかなる訴訟原因においてもソフトウェア所有者が直接相手方とならないことを、ライセンシーはソフトウェア所有者に対して保証するものとする。

第 6 条 （第三者ソフトウェア）

1 本ソフトウェアには、通知及び／又は追加の利用規約の遵守を必要とするサードパーティ製ソフトウェアが含まれている場合があり、かかるサードパーティ製ソフトウェアに関する通知及び／又は利用規約は、本ソフトウェア内のライブラリファイルに記載されており、本契約の一部を構成し、参照により本契約に組み込まれるものとする。なお、本契約を締結することにより、ライセンシーは、そこに規定されている追加の利用規約がある場合はこれを承認し、これを受け入れるものとする。

2 IDAJ 及びソフトウェア所有者は、いかなる第三者ソフトウェアについても、保証又は保守義務を負わないものとする。

3 ソフトウェアパッケージの定期的な変更、又は第三者ソフトウェアのサブライセンスが利用できなくなった場合、ライセンシーがそれらの使用の継続を希望する場合、自己の費用負担で、別途のバージョンの第三者ソフトウェアを入手する必要がある場合があることを、ライセンシーは、同意する。また、第三者ソフトウェ

アが入手不可能となった場合、ライセンシーはその使用を中止しなければならない場合があることを理解し、ソフトウェア所有者が第三者ソフトウェア製品のサブライセンスをライセンシーに対して継続できなくなった場合、IDAJ は、ライセンシーに対して合理的な通知を行うことにより、当該ソフトウェアのサブライセンスを終了させることができるものとする。

第 7 条（評価用ライセンス）

- 1 IDAJ は、その裁量により、当事者間で別途合意がない限り、最大 30 日間（以下「評価期間」という。）、評価用としてソフトウェア製品及びサービス（以下「評価用製品」という。）をライセンシーに提供することができるものとする。
- 2 ライセンシーは、評価期間中、以下の各号の一を表明する。
 - （1）ライセンシーは、評価用製品を将来的なライセンス取得及び使用の可能性を検討する目的でのみ使用する。
 - （2）ライセンシーは、評価用製品を本番環境での使用目的には使用しない。
 - （3）ライセンシーは、評価用製品に機密情報を入力しない。
- 3 ライセンシーは、すべての評価用製品は「現状有姿」で提供され、いかなる種類の保証も付帯しないことに同意する。よって、IDAJ 及びソフトウェア所有者は、評価製品に起因又は関連して生じるいかなる損害についても責任を負わないものとする。
- 4 評価の結果、ライセンシーがソフトウェアプログラムの購入を希望する場合、最終的な製品価格は IDAJ の見積書により提示され、ライセンス数及びユーザーベースの地理的所在地に基づいて決定されるものとする。
- 5 ライセンシーは、評価用ライセンスを利用する間、本契約の条項に同意するものとする。

第 8 条（料金）

- 1 別紙に別段の定めがない限り、ライセンシーは、通常のプロセス及び手続きに従い、IDAJ からの請求書受領後 60 日以内に、すべての金額を IDAJ に支払うものとする。
- 2 前項にかかわらず、ライセンシーが所定の期間内に支払いを履行しなかった場合、IDAJ は独自の裁量により、支払いが未了である月ごとに年率 5%の遅延損害金を課すものとする。

第 9 条（事業分離）

- 1 本ソフトウェアを使用するライセンシーの事業の一部が売却され、独立した法人（以下「新法人」という。）として分離された場合、IDAJ は、新法人が本契約のすべての条項を遵守することに同意する旨を IDAJ に書面で提出することを条件として、新法人が追加料金なしでライセンシーのライセンスを利用できる一時的な猶予期間を認めるものとする。なお、本猶予期間は、ライセンシーのライセンスの更新時期まで継続するものとするが、いかなる場合も通知の日から 1 年を超えないものとする。
- 2 ライセンシー、又は本ソフトウェアを使用しているライセンシーの事業の一部が、他の事業体（以下「譲渡対象事業体」という。）に売却又は買収された場合、IDAJ は、譲渡対象事業体の本契約のすべての条項を遵守することに同意する旨を IDAJ に書面で提出することを条件として、譲渡対象事業体が追

加料金なしでライセンシーのライセンスを利用できる一時的な猶予期間を認めるものとする。なお、この猶予期間中、譲渡対象事業体は、譲渡対象事業体の利益のためにのみ本ソフトウェアを利用することができるものとするが、譲渡対象事業体を取得した事業体（以下「親事業体」という。）の利用又は利益のために利用することはできないものとする。また、猶予期間中、本ソフトウェアへのアクセス及び使用は、譲渡対象事業体の従業員にのみ許可され、いかなる状況においても親会社は本ソフトウェアにアクセス又は使用してはならないものとし、この猶予期間は 1 ヶ月間とし、猶予期間中、譲渡対象事業体と IDAJ は、ライセンス使用の継続に向けて本契約の修正について協力することができることとする。ただし、これは IDAJ の同意を条件とし、IDAJ は不当に同意を保留しない。ライセンシーは、IDAJ の競合他社又は米国による制裁対象企業による買収の場合（これらに限定されない）において、IDAJ が同意を拒否しても、それが不合理とはみなされないことを了承する。

3 前二項における猶予期間の終了時、新法人又は譲渡対象事業体は、独自のライセンスなしに本ソフトウェアにアクセス又は使用することはできないものとする。なお、ライセンシーは、かかる事業売却後の更新時に、変更内容に応じてライセンス数を削減することができる。ただし、この削減によりライセンス数が現在の価格プランを維持するために必要な数を下回ることとなった場合、IDAJ は、その時点の価格モデルに沿った新たな価格プランについて交渉する権利を保有するものとし、IDAJ は、前払いされたライセンス料を返金しないものとする。また、ライセンシーは、本契約及び本契約に基づき付与されたライセンスが、ライセンシーによる譲渡又は譲受（資産売却、合併、支配権の変更、法の規定によるものその他を含む）が禁止されていることを認めるものとする。ただし、当事者は、本契約の買収企業、新法人又は譲渡対象事業体への譲渡を検討するため、誠意をもって交渉を行うことに合意するものとする。

4 ライセンシーが、既に独自のソフトウェア所有者のソフトウェアライセンスを保有する事業を買収した場合、本契約の当事者は、当該ライセンスを現状のまま維持し、共有アクセスを行わないことに合意する。なお、ライセンシー及び買収対象企業がライセンスの共有又は統合を希望する場合、当該アクセスが許可される前に価格の調整が行われ、新たに統合された事業体は、IDAJ と新たな別紙／ソフトウェア使用許諾契約を締結するものとする。

第 10 条（ライセンスの制限事項）

- 1 ライセンシーは、本ライセンスを商業用及び民間用途でのみ使用することを目的とする。
- 2 ライセンシーは、ライセンシーが複数のソフトウェアライセンスを保有しており、それらのソフトウェアライセンスにライセンスの共有禁止を含む（ただしこれに限定されない）異なるユーザー権限が設定されている場合、当該ライセンスは、他の IDAJ ライセンスがホストされているサーバー上で併用することはできず、別個のサーバーにインストールされたままにしなければならない。
- 3 ライセンシーは、本ソフトウェア又はその他の IDAJ 及び／又はソフトウェア所有者の専有情報を、複製、転送、記録、又は第三者に開示してはならない。また、ライセンシー又はその他の当事者は、製品比較、機能分析、又はその他の類似の不正使用を含むがこれらに限定されない方法で、本ライセンスを悪用してはならない。

- 4 ライセンシーは、本ソフトウェアの機能を分析し、その機能を他のソフトウェアに実装したり、他のソフトウェアの機能を向上させたり、あるいは他者がそうすることを支援したりするために、本ソフトウェアを使用してはならない。
- 5 ライセンシーは、ソフトウェア所有者が本ソフトウェアと競合するとみなすソフトウェアの開発に関与するライセンシーの他の部門、ライセンシーの無許可の関連会社、又はその他の第三者に対し、本ソフトウェア、又はソフトウェア所有者の製品に関連するその他の IDAJ もしくはソフトウェア所有者の専有情報へのアクセスを許可してはならない。
- 6 ライセンシーは、本契約の違反が IDAJ 及びソフトウェア所有者に回復不能な損害をもたらすことに理解し、IDAJ 及びソフトウェア所有者が、利用可能なその他の適切な救済措置を求めることに加え、ライセンシーに対して差止命令を求める権利を有するものとするに同意する。

第 11 条（使用状況の報告）

- 1 ライセンス期間中、ライセンシーは、本ソフトウェアにアクセスし、これを使用するすべての場所及びユーザーを含む、完全かつ正確な使用記録を維持し、ライセンシーに許可されたアクセス及び使用の遵守について責任を負うものとする。
- 2 IDAJ の要請があった場合、ライセンシーは、本ソフトウェアの「レポートログ」機能を使用して、当該使用記録を提示するものとする。
- 3 ライセンシーが本契約及び／又は別紙の条項に違反した場合、IDAJ は、独自の裁量により、無許可の場所又はユーザーによる利用に対してライセンシーに請求を行うこと、ライセンスを解除すること、及び／又は利用可能なすべての権利及び救済措置を行使することを含むがこれらに限定されない是正措置を講じる権利を保有する。

第 12 条（監査権限）

ソフトウェア所有者は、本契約の遵守を確保するため、ライセンシーによる本ソフトウェアの使用状況を遠隔で監視することができるものとする。ただし、ソフトウェア所有者は、当該監視に関連して、ライセンシーのネットワーク、システム、又はデバイスにアクセスしてはならない。なお、かかる検査の結果、ライセンシーが本契約に違反していることが判明した場合、IDAJ は、逸失利益の回収権を含むがこれに限定されない、利用可能なあらゆる権利及び救済措置を行使することができるものとする。

第 13 条（SaaS 製品）

ライセンシーが、ソフトウェア所有者の「Software as a Service（SaaS）」サービスを通じてソフトウェア所有者の製品を使用許諾する場合、以下の条項が適用されるものとする。

- (1) 本契約の有効期間中、ライセンシーの従業員は、ソフトウェア所有者又はライセンシーが業界で認められた第三者のホストベンダー（以下「ホストベンダー」という。）を通じてホストする、ソフトウェア所有者のクラウドベースのコンピューティングサービス（以下「SaaS 製品」という。）にアクセスし、これを利用することができる。ただし、ソフトウェア所有者は、SaaS 製品に含まれる、又は SaaS 製品の提供に使用されるすべてのソフトウェア、及び SaaS 製品を通じて複製されるすべてのロゴ及び商標を含むがこれ

らに限定されない、SaaS 製品に関する一切の権利、権限及び利益を保有する。そのため、ライセンシーは、SaaS 製品に含まれるソフトウェアを複製、改変、頒布、又は公に展示・実演する権利を有しないものとし、また、本契約に明示的に規定されていない SaaS 製品に関するその他のいかなる権利も有しないものとする。

- (2) ソフトウェア所有者が SaaS 製品をホストする場合、本契約の別紙に規定されるライセンシーの認定従業員は、場所を問わず SaaS 製品へのアクセスを許可されるものとする。ただし、米国又は管轄権を有するその他の政府当局が実施する制裁、もしくは輸出特権の拒否の対象となっている場所から SaaS 製品にアクセス又は使用することはできず、対象となる場所には、ロシア、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、及びウクライナのクリミア地域が含まれるが、これらに限定されない。加えて、ライセンシーの従業員は、IDAJ 及び／又はソフトウェア所有者が販売代理店を利用している地域（中国、韓国、及び日本を含む）から、又は当該地域内において、SaaS 製品にアクセスすることはできないものとし、このグローバルな使用許可は、ライセンシーがライセンスを取得し得る他のソフトウェア所有者関連製品には適用されない。また、ライセンシー自身が SaaS 製品をホストする場合には適用されず、その場合のアクセスは、別紙に指定されたライセンシーの拠点における従業員に限定されるものとする。
- (3) ライセンシーは、直接的又は間接的に、以下の結果をもたらすような行為を許可又は行ってはならない。
- (ア) ライセンシーが、IDAJ によって処理された承認済み発注書を通じて購入した数よりも多くの SaaS 製品ライセンスを使用できるようになること。
 - (イ) ライセンシーの従業員が SaaS 製品のライセンスログイン情報を共有すること、又は 1 つのログイン情報を複数の個人ユーザーが使用することを可能にすること（ただし、SaaS 製品のライセンスへのアクセスが許可されなくなった元ユーザーに代わって、新規ユーザーにログイン情報を再割り当てすることは可能とする）。
 - (ウ) 権限のないユーザー（第三者を含むがこれに限定されない）が SaaS 製品のライセンスにアクセスすること。ライセンシーは、SaaS 製品へのインターネット上の「リンク」を作成したり、SaaS 製品の一部（SaaS 製品に含まれるその他のコンテンツを含む）を他のサーバー又はデバイス上でフレーム表示又はミラーリングしてはならず、ライセンシーは、本契約に違反するような方法で SaaS 製品を使用したり、SaaS 製品がそのような方法で使用されることを許可してはならない。
- (4) 本契約の条項に従い、ライセンシーは、IDAJ、ソフトウェア所有者、及びそのホストベンダーに対し、ライセンシーに SaaS 製品を提供するために必要な範囲に限り、ライセンシーのデータを複製、保存、記録、送信、表示、閲覧、印刷、変更、又はその他の方法で利用する非独占的かつ譲渡不能な全世界的な権利を付与する。
- (5) ライセンシーは、本契約に関連して IDAJ、ソフトウェア所有者、及びそのホストベンダーに提供される、ライセンシー及びライセンシーの従業員に関するライセンシーデータ及び情報が、以下の取り扱いとなることに同意する。
- (ア) SaaS 製品を提供するために必要な範囲で IDAJ、ソフトウェア所有者、及びそのホストベンダーによって処理されること。

- (イ) ソフトウェア所有者及び／又はホストベンダーの機器が設置されている場所へ送信される場合があること。
- (6) 前号に加え、ライセンサーは、本契約に基づくライセンサーデータ及び情報の処理について従業員に通知し、かつ、適用されるすべてのデータ保護法規の要件に従い、当該従業員が当該処理に対して必要な同意を与えていることを確保することがライセンサーの義務であることを承認し、これに同意する。
- (7) ライセンサーは、本契約の条項に従ってライセンサーデータのバックアップを保存する目的のみに限り、ライセンサーデータに対する権利が本契約の終了後も存続することに同意する。
- (8) ライセンサーは、SaaS 製品の利用において、ライセンサーの電子通信の技術的処理及び送信が本質的に必要であることを理解しており、かかる必要な電子通信のすべてに明示的に同意する。
- (9) ライセンサーは、自身の電子通信がインターネット及び様々なネットワークを経由して送信されることを認め、理解しているものとする。なお、これらのネットワークのうち、IDAJ 及び／又はソフトウェア所有者が所有及び／又は運営するものは一部に過ぎないため、ライセンサーは、接続するネットワーク又はデバイスの技術的要件に適合させ、適応させるために、ライセンサーの電子通信に変更が生じる可能性があることを認め、理解しているものとする。さらに、ライセンサーは、インターネット、ネットワーク通信設備、電話、又はその他の電子的手段を介して通信される際、電子通信が権限のない第三者によってアクセスされる可能性があることを理解しているものとする。
- (10) ライセンサーは、IDAJ 及びソフトウェア所有者が所有及び／又は運営していないネットワークを介してデータが送信される際、電子通信及び／又はライセンサーのデータが紛失、改ざん、傍受、又は無断で保存された場合、IDAJ 及びソフトウェア所有者は一切の責任を負わないことに同意する。なお、各当事者は、SaaS 製品の利用のためにホストされ、又はその他の方法で処理されるライセンサーのデータを保護するために、商業的に合理的な管理上、物理的、及び技術的な安全対策を講じなければならない。
- (11) いかなる場合においても、IDAJ 又はソフトウェア所有者は、IDAJ 又はソフトウェア所有者が所有又は運営していないネットワーク（ライセンサーが所有又は管理するシステム、サーバー、プラットフォームなど）上で送信されたライセンサーのデータその他のデータのセキュリティ上の問題又は損失について、一切の責任を負わないものとする。
- (12) ライセンサーは、IDAJ 及びソフトウェア所有者が、クラウドベースのサービスの提供に必要な範囲において、ライセンサーから提供されたデータ（個人データを含む）を、処理及び保存の目的で欧州連合（EU）域外に移転することがあることに同意する。さらに、IDAJ 又はソフトウェア所有者が委託した、守秘義務を負う第三者サービスプロバイダーも、クラウドベースのサービスに関連するサービスを提供する目的で、当該データにアクセスし、処理を行うことがあり、IDAJ 及びソフトウェア所有者は、適用されるデータ保護法及び規制に従って個人データを処理し、合理的なセキュリティ対策が講じられていることを確保する。ライセンサーは、これらのデータ転送及び第三者によるアクセスに同意するものとする。
- (13) 本契約の有効期間中、IDAJ 及び／又はソフトウェア所有者がホストベンダーからの費用又は年間サポート料金において著しい増加を被った場合、IDAJ は、当事者間の合意に基づき、当該費用をライセンサーに転嫁する権利を保有する。

(14) ライセンシーは、オンプレミス型ソフトウェアには、SaaS 製品と併用した場合、ユーザー定義関数の使用を含む（ただしこれに限定されない）セキュリティ上の懸念が高まる可能性のある特定の機能が あることを認識しているものとし、ライセンシーは、かかる機能の使用に起因して生じる可能性のある一切の責任及び義務を本契約により引き受けるものとする。なお、ライセンシーは、SaaS 製品の当該使用に起因して生じるいかなる問題についても、IDAJ 及びソフトウェア所有者が責任を負わないことに同意し、かつ、ライセンシーによる SaaS 製品の使用に起因又は関連して生じるあらゆる請求、要求、訴因、責任、損害、罰金、違約金、及び費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用を含む）について、IDAJ 及びソフトウェア所有者を補償し、防御し、かつ免責するものとする。

第 14 条（仮想マシン及びドングル未装着の物理マシン）

ライセンシーが、仮想マシン（以下「VM」という。）又はドングル未装着の物理マシン（以下「UPM」という。）を介して単一のライセンスサーバーマシンを利用することを選択した場合、その利用は以下の条件に従うものとする。

- (1) ライセンシーは、該当する VM-UPM フォームにマシンの詳細を記入し、IDAJ に提出しなければならない。IDAJ は、ライセンスファイルを発行する前に、当該マシンがサポート対象であることを確認するため、詳細情報を承認しなければならない。
- (2) ライセンシーは、VM 又は UPM をテストするために、当初、1 ヶ月間の必須の一時ライセンスを受け取るものとする。なお、完全な VM 又は UPM ライセンスは、1 ヶ月間の期間が終了し、かつ当該テストが正常に完了した時点以降に発行されるものとする。
- (3) やむを得ない事情がない限り、VM 又は UPM は、現在のライセンス期間の残存期間以上使用されなければならない。ライセンス期間の途中で別の VM 又は UPM への移行は許可されない。
- (4) ライセンシーが、ライセンス期間全体を通じて同一のライセンスサーバーを使用することを保証できない場合、ライセンシーは IDAJ にその旨を通知するものとし、IDAJ はその単独の裁量により、短期単位でライセンスを発行するものとする。
- (5) ライセンシーがライセンス期間全体にわたる発行を選択した後、ライセンス期間の途中で移転を要請した場合、IDAJ は、残存期間及び製品数量に基づいて算定される当該移転に関する手数料をライセンシーに請求する権利を保有する。
- (6) ライセンシーは、本ソフトウェアの最新バージョンでサポートされているオペレーティングシステムを使用しなければならない。古いオペレーティングシステムの使用は、ライセンシーの責任において行うものとし、ソフトウェア所有者がライセンスツールを拡張する場合、互換性は保証されないものとする。
- (7) VM は単一のインスタンスからのみ提供されなければならない。複製は認めない。
- (8) ライセンシーは、いかなる場合も、ライセンスファイルをライセンスサーバーの管理を必要としない個人と共有してはならない。
- (9) ライセンスサーバーへのアクセスは、別紙に規定されているライセンスへのアクセス権限を有する者に限定されなければならない。

(10) ライセンシーによる仮想マシンの使用は、ライセンシーが利用可能なライセンス数に影響を与えない。よって、いかなる場合においても、ライセンシーは、IDAJ の見積書を通じて購入したライセンス数を超えるライセンスを、直接的又は間接的に利用可能となるような行為を行ってはならない。

第 15 条（機密保持）

- 1 相手方に開示されたすべての情報は、機密情報かつ専有情報とみなされるものとする。かかる情報には、営業秘密、ノウハウ、技術仕様、プロセス、設計情報、顧客リスト、当該当事者の製品又はサービスに関する価格及び財務情報、事業開発、運営、マーケティング、販売、業績に関連するその他の情報、ならびに本契約に基づき開示され、その性質上、合理的に専有情報であると推定されるその他の情報が含まれるが、これらに限定されない（以下「機密情報」という。）。
- 2 書面による別段の定めがない限り、すべての機密情報は開示当事者の所有物であり、受領当事者はシミュレーションサービス、ソフトウェア機能、想定されるユースケース、及びサポート上の問題の目的でのみこれを使用するものとし、開示当事者の要請があった場合、当該機密情報（そのすべての複製物を含む）は、定期的なバックアップスケジュールに基づいて作成された電子アーカイブ内の機密情報を限定的な例外として、破棄されるか、又は開示当事者に返却されるものとする。
- 3 受領当事者は、機密情報の開示又は不正使用を防止するため、自社の類似する機密情報を保護するために講じているものと同等の注意を最低限講じなければならない。ただし、いかなる場合においても、合理的な注意義務を下回ってはならない。又、すべての機密情報は、本契約の目的上当該情報を知る必要のある受領当事者の従業員のみがアクセスできる安全な場所に、受領当事者によって保管されるものとする。なお、本契約において、IDAJ の関連会社は第三者とはみなされないものとする。
- 4 本契約に基づく守秘義務は、以下の情報には適用されないものとする。
 - (1) 相手方から当該情報を受領する以前に、当該当事者がその使用又は開示について何らの制限を受けることなく既に保有していた情報
 - (2) 機密情報を受領した当事者の作為又は過失によらず、一般公衆が入手可能となった、又は入手可能となる情報
 - (3) その使用又は開示について既知の制限なく、第三者から当該当事者に正当に開示された情報
 - (4) 相手方の機密情報にアクセスしたことがない当事者の従業員及び／又はコンサルタントによって独自に開発された情報
 - (5) 司法上又は行政上の決定又は命令に基づき開示が義務付けられる情報（ただし、当該決定又は命令に基づく開示について、相手方に速やかに通知され、かつ開示に対して抗弁する機会が与えられることを条件とする）。
- 5 本条の規定は、本契約の終了後も 3 年間有効とする。
- 6 受領当事者は、本条項の違反、又はその恐れもしくは違反の試みがあった場合、回復不能な損害が生じるおそれがあることを承諾する。よって、管轄権を有する裁判所が、受領当事者がかかる義務のいずれかに違反した（又は違反を試みた、もしくは違反する恐れがある）と認定した場合、受領当事者は、回復不能な損害の追加的な認定や差止命令のその他の要件を要することなく、その履行を命じ、かつそ

れ以上の違反（又は違反の試みもしくはその恐れ）を差し止める適切な命令の発令に異議を唱えないことに同意する。

第 16 条（知的財産権）

- 1 ライセンシーは、当事者間において、ソフトウェア所有者が、本ソフトウェア、SaaS 製品、及びそれらに含まれるすべての知的財産権に関する一切の権利、権限及び利益を保有することを認め、これに同意するものとする。なお、IDAJ 及びソフトウェア所有者は、本ソフトウェア及び SaaS 製品に関して、本契約に基づきライセンシーに明示的に付与された限定的な権利を除き、いかなる権利も付与せず、また一切の権利を保有する。
- 2 ライセンシーは、ソフトウェア、SaaS 製品、又はその他の IDAJ の製品及びサービスに関して、IDAJ に対し、機能の向上や機能追加に関する提案、コメント、その他のフィードバック（以下「フィードバック」という。）を随時提供することができる。
- 3 ライセンシーは、本契約により、IDAJ 及びソフトウェア所有者に対し、IDAJ の製品及びサービスの開発及び改善を含む、いかなる目的においても、フィードバックを複製、頒布、送信、表示、実行、二次的著作物の作成、及びその他完全に利用するための、ロイヤリティフリー、全額支払済み、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可能、取消不能、かつ永続的なライセンスを付与するものとする。

第 17 条（行動規範）

- 1 ライセンシーは、ソフトウェア所有者の「ビジネスパートナー向け行動規範（<https://www.gtisoft.com/code-of-conduct/>）」を認識し、その内容を熟読・理解・同意しているものとする。ただし、ライセンシーが独自の行動規範を有する場合、ライセンシー及び IDAJ（以下「両当事者」という。）は互いの行動規範の独自性を認め、それぞれの行動規範を遵守することに合意する。なお、各当事者は、倫理基準に従い、公正な慣行、誠実性、及び適用される法令の遵守を促進して事業を行うことを約束する。
- 2 前項にかかわらず、IDAJ は、書面による明示的な同意がある場合を除き、ライセンシーの行動規範を適用又は遵守する義務を負わないものとする。

第 18 条（期間）

- 1 ライセンシーが本契約に基づく義務のいずれかに違反した場合、IDAJ が本ライセンスを解除する権利を保有することを条件として、本契約により付与されるライセンスの存続期間は、ライセンス期間と同一とする。
- 2 本契約に基づき付与されたライセンスが終了又は満了した際、ライセンシーは直ちに本ソフトウェア及びユーザードキュメントの使用を中止し、これらすべてを IDAJ に返還するものとする。また、ライセンシーのコンピュータから本ソフトウェアのすべてのコピーを完全に削除し、その他すべてのコピーを破棄するものとする。さらに、IDAJ の要請があった場合、ライセンシーは、前記の各措置を完全に履行したことを書面で証明するものとする。

第 19 条（保険の適用範囲）

本契約の有効期間中、当事者は、本契約に基づく履行に関連して、法律で要求される範囲内で、商業的に合理的な保険を継続して維持するものとする。

第 20 条（セキュリティ）

両当事者は、相手方の機密情報及び専有情報ならびに関連するデータを、不正なアクセス、使用、開示、改変、又は破壊から保護するため、合理的なセキュリティ対策を講じることに合意する。なお、これには、業界標準のセキュリティプロトコルの遵守、ソフトウェア及びセキュリティパッチの更新、安全なネットワーク環境の維持などが含まれるが、これらに限定されない。

第 21 条（通知）

本契約に基づくすべての通知は、書面により、電子メール又は追跡可能な配送サービス若しくは宅配便を通じて、相手方の最終確認住所宛てに送付されるものとする。なお、電子メールで送付された通知は、通常の営業時間内に送信され、受領確認がなされた時点で送達されたものとみなさ、追跡可能な配送サービス若しくは宅配便で送付された通知は、受取人による受領及び受領署名があった時点で送達されたものとみなされるものとする。

第 22 条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約は、法の抵触に関する原則にかかわらず、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。本契約のいずれかの条項が無効、違法、又は執行不能と判断された場合、当該条項は本契約から削除されたものとみなされるものとし、本契約の残りの条項の有効性、合法性、及び執行可能性に何ら影響を及ぼすものではない。
- 2 両当事者は、本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 23 条（締結）

- 1 本契約は、別紙を通じて、複数部（各部を原本とみなす）の原本として締結することができ、これらすべてを合わせて単一の契約とみなされるものとする。
- 2 別紙又は本契約への署名が、電子署名を使用する方法、又は「.pdf」形式のデータファイルを電子メールで送付する方法により行われた場合、当該署名は、当該電子署名又は「.pdf」形式の署名ページが原本である場合と同様の効力を有し、署名を行った当事者（又はその代理として署名が行われた当事者）に対して、有効かつ拘束力のある義務を生じさせるものとする。なお、いかなる当事者も、署名ページを交付するための電子署名又は「.pdf」形式のデータファイルの電子メール送信の利用、あるいは当該署名が電子署名又は「.pdf」形式のデータファイルの電子メール送信を通じて送信又は伝達されたという事実を、契約の成立又は執行可能性に対する抗弁として主張してはならず、各当事者は、かかる抗弁を永久に放棄するものとする。

第 24 条（完全合意）

- 1 本契約は、別紙及び IDAJ の購入関連文書と併せて、当事者間の完全な合意を構成し、本契約の目的事項に関するこれまでのすべての交渉、表明、約束及び合意に優先する。
- 2 本契約及び別紙は、各当事者の権限ある代表者が署名した書面による場合を除き、修正又は撤回することはできない。なお、本契約の変更は、IDAJ による承認及び署名がない限り効力を生じないものとし、IDAJ は、IDAJ ウェブサイトが提供される条件及び通知を変更する権利を保有する。
- 3 前二項の一般性を制限することなく、ライセンシーによる発注書又はその他の文書に含まれるいかなる条項又は条件も、当該発注書が既に IDAJ によって承認されているか、又は今後承認されるかに関わらず、IDAJ 又はソフトウェア所有者を拘束しないものとする。

（以下、余白）